





量評価等を行う。

## 第2節 原子力災害医療体制の整備

### 第1項 県

(略)

#### 【原子力災害医療本部の構成及び所掌業務】

(略)

#### 〈現地作業グループ〉

簡易除染班	被ばく者に対する簡易除染及び除染後の再検査等
診断班	被ばく者の原子力災害拠点病院への搬送判断

(略)

### 2 国等に対する協力要請

県は、必要に応じて、国立病院機構、国立大学附属病院、県立病院機構をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

医療救護班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院機構及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応の状況や対象区域等に応じた住民等の避難退域時検査、簡易除染等を実施するとともに必要に応じて治療を行うものとする。

また、避難所等における住民の健康管理を行うものとする。

(略)

### 第3項 関係消防機関

関係消防機関は、県の原子力災害医療本部の要請により、救急搬送を要する被ばく者及び一般傷病者を原子力災害拠点病院又は医療機関に搬送するものとする。

### 第4項 関係医療機関

県は、日本赤十字社山口県支部、一般社団法人山口県医師会、公益社団法人山口県歯科医師会、一般社団法人山口県薬剤師会、公益社団法人山口県看護協会、一般社団法人山口県診療放射線技師会、原子力災害拠点病院、国立病院機構、県立病院機構等の関係医療機関に対し、被ばく者及び一般傷病者の医療救護に係る協力を要請するものとする。

(略)

### 第6項 国

国（原子力規制委員会）は、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、又は自らの判断により、被ばく医療に係る医療チームを派遣し、原子力災害医療本部長に指導、助言等を行うものとする。

また、被ばく医療に係る医療チームは、被ばく者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、救護所及び原子力災害拠点病院の医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

量評価等を行う。

## 第2節 原子力災害医療体制の整備

### 第1項 県

(略)

#### 【原子力災害医療本部の構成及び所掌業務】

(略)

#### 〈現地作業グループ〉

簡易除染班	被ばく傷病者等に対する簡易除染及び除染後の再検査等
診断班	被ばく傷病者等の原子力災害拠点病院への搬送判断

(略)

### 2 国等に対する協力要請

県は、必要に応じて、国立病院機構、国立大学附属病院、県立病院機構をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

医療救護班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院機構及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応の状況や対象区域等に応じた住民等の避難退域時検査、簡易除染等を実施するとともに必要に応じて治療を行うものとする。

また、避難所等における住民の健康管理を行うものとする。

(略)

### 第3項 関係消防機関

関係消防機関は、県の原子力災害医療本部の要請により、救急搬送を要する被ばく傷病者等及び一般傷病者を原子力災害拠点病院又は医療機関に搬送するものとする。

### 第4項 関係医療機関

県は、日本赤十字社山口県支部、一般社団法人山口県医師会、公益社団法人山口県歯科医師会、一般社団法人山口県薬剤師会、公益社団法人山口県看護協会、一般社団法人山口県診療放射線技師会、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、国立病院機構、県立病院機構等の関係機関に対し、被ばく傷病者等及び一般傷病者の医療救護に係る協力を要請するものとする。

(略)

### 第6項 国

国（原子力規制委員会）は、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、又は自らの判断により、原子力災害医療に係る医療チームを派遣し、原子力災害医療本部長に指導、助言等を行うものとする。

また、原子力災害医療に係る医療チームは、被ばく傷病者等（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、救護所及び原子力災害拠点病院の医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

記載の適正化

【山口県原子力災害医療活動マニュアルを反映】

# 山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>第Ⅲ編 緊急事態応急対策</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部の設置等の基準</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる災害対策地方本部（地域の出先機関）をもって構成する。</p>	<p>第Ⅲ編 緊急事態応急対策</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部の設置等の基準</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる災害対策地方本部（地域の出先機関）をもって構成する。</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化 【組織改編を 反映】</p>

(略)

### 第2項 災害対策本部の運営

(略)

#### 2 部

部は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

災害対策本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長
<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部長</u>	<u>産業戦略部次長</u>
環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長
災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
<u>商工労働対策部</u>	<u>商工労働部</u>	<u>商工労働部長</u>	<u>商工労働部次長</u>
観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長
土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長
経理策部	会計管理局	会計管理局長	会計課長
企業対策部	企業管理局	企業管理局長	企業局長
文教部	教育局	教育局長	教養部長
公安部	警察本部	警察本部長	警備部長

(注) 部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

(略)

### 第3項 班の編制及び所掌事務

部	班	担当課	部の所掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>産業戦略部</u>	<u>産業連絡総務</u>	<u>産業戦略部</u>	<u>1 部内及び本部室班との連絡調整に関すること</u>
総合企画部	協力班	統計分析課 中山間地域づくり推進課 市町課	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関すること
<u>商工労働対策部</u>	<u>商工総務</u>	<u>商政課</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3 火薬類の保安対策に関すること 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること 5 電力の安定供給についての要請に関すること 6 その他応急商工業対策に関すること
	(略)	(略)	(略)
	協力班	<u>新産業振興課</u> 企業立地推進課	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関すること

(略)

### 第2項 災害対策本部の運営

(略)

#### 2 部

部は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

災害対策本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長
<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>
環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長
災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
<u>産業労働対策部</u>	<u>産業労働部</u>	<u>産業労働部長</u>	<u>産業労働部次長</u>
観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長
土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長
経理策部	会計管理局	会計管理局長	会計課長
企業対策部	企業管理局	企業管理局長	企業局長
文教部	教育局	教育局長	教養部長
公安部	警察本部	警察本部長	警備部長

(注) 部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

(略)

### 第3項 班の編制及び所掌事務

部	班	担当課	部の所掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)
<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>
総合企画部	協力班	統計分析課 中山間地域づくり推進課 市町課 やまぐち未来のまち開発室	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関すること
<u>産業労働対策部</u>	<u>産業労働総務</u>	<u>産業政策課</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3 火薬類の保安対策に関すること 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること 5 電力の安定供給についての要請に関すること 6 その他応急商工業対策に関すること
	(略)	(略)	(略)
	協力班	<u>イノベーション推進課</u> 企業立地推進課 産業脱炭素化推進室	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関すること

記載の適正化  
【組織改編を反映】

記載の適正化  
【組織改編を反映】

観光スポーツ文化対策部	(略)	(略)	(略)
	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 <u>県史編さん室</u>	7 当該課（室）の災害対策関連事務の処理 8 部内の各班、他部の応援に関する事 9 被災文化財の保護、修復に関する事
土木建築対策部	(略)	(略)	(略)
	都市施設対策	都市計画課	14 市街地内の緊急路の確保に関する事 15 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関する事 16 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関する事 17 流域下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事
(略)	(略)	(略)	(略)
文教対策部	学校教育	教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	7 応急教育の実施に関する事 8 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関する事

(略)

## 第8章 防災業務関係者の安全確保

### 第1節 防災業務関係者の被ばく管理・安全管理

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合は、現場指揮者と連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

なお、感染症の流行下においては、防災業務関係者自身の健康管理に十分配慮するとともに、防災業務関係者は、個人用防護具を装着する、手指消毒を徹底するなど、感染症対策に十分配慮するとともに、不特定多数の者が触れる箇所や共用品は、定期的に消毒を実施するものとする。

(略)

### 第3節 防災業務関係者の放射線防護

- 1 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

(略)

観光スポーツ文化対策部	(略)	(略)	(略)
	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 <u>(削除)</u>	7 当該課（室）の災害対策関連事務の処理 8 部内の各班、他部の応援に関する事 9 被災文化財の保護、修復に関する事
土木建築対策部	(略)	(略)	(略)
	都市施設対策	都市計画課 <u>山口きらら博記念公園交流拠点化推進室</u>	14 市街地内の緊急路の確保に関する事 15 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関する事 16 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関する事 17 流域下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事
(略)	(略)	(略)	(略)
文教対策部	学校教育	<u>教育情報化推進室</u> 教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	7 <u>ICT機器等を活用した</u> 応急教育の実施に関する事 8 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関する事

(略)

## 第8章 防災業務関係者の安全確保

### 第1節 防災業務関係者の被ばく管理・安全管理

県、市町、関係機関及び原子力事業者等は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合は、現場指揮者と連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

なお、感染症の流行下においては、防災業務関係者自身の健康管理に十分配慮するとともに、防災業務関係者は、個人用防護具を装着する、手指消毒を徹底するなど、感染症対策に十分配慮するとともに、不特定多数の者が触れる箇所や共用品は、定期的に消毒を実施するものとする。

(略)

### 第3節 防災業務関係者の放射線防護

- 1 防災業務関係者の放射線防護については、国が定めた緊急事態応急対策を行う防災関係者の放射線防護に係る基準を適用し、行うものとする。なお、被ばくの可能性のある環境下での活動を要請された組織は、要請した組織と協議して定めることができるものとする。

(略)

記載の適正化  
【組織改編を反映】

防災基本計画との整合

防災基本計画との整合